

随意契約（相手方指定）調書

件名	南千住野球場横樹木の伐根・植樹委託	No.5200839
工（納）期	令和7年3月31日	
契約締結日	令和7年3月13日	
契約金額	572,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社後藤造園 荒川支店 (法人番号：1011801007727)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	南千住野球場横樹木の伐根・植樹委託
指名業者 (案)	名 称 株式会社後藤造園 荒川支店 所在地 東京都荒川区町屋五丁目１６番３号福美荘１０２ 代表者 支店長 吉澤 順一
特命理由	本件は、南千住野球場横にある一部の樹木が、経年劣化で斜めになっていたところ、直近での強風により転倒の恐れがあり危険な状態であるため、伐根・植樹を行うものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 対象樹木は、南千住野球場の外周にある歩行者通路沿いに植えられており、経年劣化により通路側に傾いている状況であったが、昨今の強風の影響によりその傾きが非常に大きくなっており、歩行者への接触の危険性が高いため、早急に対応する必要がある。 上記業者は、南千住野球場周辺の樹木の剪定等の保守管理を通年で行っており、敷地内の樹木について熟知している。そのため、年度内での対応が可能であるととも、今後の保守管理においても責任の所在が明確となり、安全性を担保することが可能である。 南千住野球場周辺の樹木の保守管理業務について、履行状況は極めて良好である。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)